

○岡山県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例

平成19年2月1日
広域連合条例第4号

(事務局の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務を処理するため、事務局を設置する。

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、事務局の事務分掌に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。